

保育所 保母は専門的教育職



そうとはみない若干の見解

保育所保母の職務が教育であるといえばたちまち反論ができるような気がする。

最も形式主義的な人は、教育職ならば文部省の所管に属しているはずだが、実際には厚生省の所管であり、その事業の性格が社会事業である以上、社会事業職といふべきであつて教育職とはいえないであらう、と考へる。これに対しては敢えて答へる必要はないかもしれない。何という役所が所管しているかということは、単なる便宜ないし慣行によることも多く、保育所の場合もかつて託児所という名称で内務省が所管していたものの慣行といえないこともない。託児所と保育所とがその理念においてだけでなく、保育の内容において著るしい変革があり、かつ一層強く求められていることを考へ

るならば、現行法自身に問題のあることを考へるのが道理にかなう法である。現行法があるとの理由で保母の本質を見あやまってはならない。

第二に、そのような極端な形式主義をとらなくても、保母に教育職という性格を与えようとしなひとのなかには、その説明原理を時宜しくか、労働者によつて最近出された労働基準法八条解釈に求めようとするひとがある。それは、保育所保母に一日九時間、週五四時間の勤務を強要できるものとして、ただでさえ激しい労働を一層強化するものとなりはしないかと、保母から批判の俎上に上つてゐるものである。いわく、

社会福祉施設に対する労働基準法第八条の適用について
標記については、さきに児童福祉施設等の一部のものについて昭

和二年五月七日付基発第六九五号通達をもって示したところであるが、今般社会福祉施設に対する法第八条の号別適用について、下記によることとしたので、了知の上遺憾なきを期せられたい。

記

一、法第八条の号別適用については、当該施設における労働の実態等に基づき判断すべきものであるが、一般的には、それぞれ下記に該当すること

(一)生活保護法による保護施設 (略)

(二)児童福祉法による児童福祉施設

保育所

一三号

児童厚生施設を除くその他の児童福祉施設

一三号

児童厚生施設(児童館)

一二号

(三)身体障害者福祉法による身体障害者更生援護施設 (略)

(四)精神薄弱者福祉法による精神薄弱者援護施設

一三号

(五) (略)

二、労働の実態等よりして、前記一によることが著しく不相当と認められるものについては、当該施設における労働の態様及び号別適用に関する意見を付して本省に稟伺されたい。

(昭和三十六年三月一三日 基発第一八五号 労働省労働基準局)

長より都道府県労働基準局長あての通達)

参考のため、労働基準法第八条の必要事項を左にかかげておこう。

第八条 この法律は、左の各号の一に該当する事業又は事務所に
ついて適用する。略

一 一 一 略

一 二 教育、研究又は調査の事業

一 三 病者又は虚弱者の治療、看護その他保険衛生の事業

一 四 一 七 略

今までは、一、二号の教育職に該当するものとして八時間労働が暗黙のうちに了承されていた。にもかかわらず、この通達はたしかに保母職を一、二号すなわち教育という事業の性格から絶縁させるような印象を与えないでもない。しかし、この通達の生れた科学的根拠は公けにされておらず、その妥当性を保育関係者に納得させるまでに至っていない。いや通達中、最後の文章は、保育所が必ずしも一、三号で適当でないと思われる場合には変更も可能であるとの含みが残されているという点に注目したい。これは、一、三号で保母を非教育職と断定する考えが、遵法主義をもって自負しようとするひとたち、かえって遵法的でないというパラドクシカルな立場を与える

ものといえよう。その根拠はなお不確かであることを知らねばならない。

もっと常識的な反論者もいるであろう。保母は子どもをあくまでだけおればいいのであって、教育などはしない、教育しようという考え方がおかしい、というのもその一つである。まさか、今ごろそんなことをいうひとがいるものかといいたい。しかし、聞くところによれば保育行政のかんりの責任者においてこのような見解を憶面もなく表明するひとがいるとので悲しく思う。このような人々に、ここで啓蒙するには頁数が足りない。保母の実践記録を一つだけでも読めば、単なる養護ではなくて、如何に子どもの健全な発達のための仕事にかかわりのあるものかを知ることができよう。あえて反駁するには、余りにも時代錯誤的でありすぎる。

人事院は保母を教育職とみなおした

保母の職務を特色づけるに、人事院という役所をひき出してくることは一見唐突であろう。しかし、人事院は人事管理の科学性を確立するために設けられた新しい行政機関である。必ずや、公けの職種に対する科学的な定義づけが行なわれているであろうと考え、関連する人事院規則を一瞥した。果せるかな、予想どおり国家公務員のいわゆる職階制のための規則のなかに、保母職の定義づけと職務

内容が規定されており、またその職種のグループピングが興味深い。昭和二五年に公示されたものと昭和二九年に全文改正されたものとを、幾分長すぎるようだが、引用して参考に資したい。

昭和二五年の公示 職種の名称 保育職

職種の定義 この職種は、児童福祉施設において児童の保育および生活指導について監督しまたは実施することを職務とするすべての職級を含む。

説明事項 国立大学附属幼稚園において園長、教諭および助教諭の行なう保育の補助に当ることを職務とする官職はすべてこの職種に含まれる。昭和二六年一月一日以降においては児童福祉法施行令第一三条に規定する保母の資格を有しなければ二級保育員の職級に該当する職務を行なうことはできない。

二級保育員 この職級は、一般的監督のもとに児童の保育について具体的計画案を作成し、また実施に当ることを職務とするすべての官職を含む。二級保育員は一群の児童を受けもち、前もって指示された保育要領に基き対象児童の年令、性格、土地の事情等を勘案して保育資料を調査収集し保育予定表を作成する。保育目標により児童の知識及び情操のかんようならびに体位の向上を図るための自然観察、社会見学、集団ゆうぎ、自由ゆうぎならびに絵画、音楽等

について指導し、児童の食事の世話および作法の指導を行なう。体育面の保育としては児童の顔色体温の異常の有無、清潔状態等にたえず留意し必要な場合には適当な手当または保健婦および医師への連絡等の措置をとる。児童の保護者の理解と協力を得るため随時連絡をとりまたは家庭を訪問して、保育内容もしくは保育の状態について相談する。附随的な職務として保育日誌の作成出勤の整理、物資の配給計画等を行なう。この職級に含まれる二級保育員は、保育方針および一級保育員等から概括的指示を受けるが、通常日常の保育業務については自らの責任において実施に当る。

職群 家政職群のなかの一つで、裁縫職、調理職、配せん職、理容職と同一職群に入る。

ここでは、保育職の職務内容がいろいろ分析されているが、児童の身のまわりの世話（食事の世話、洗濯、縫物等）だけをする家政職として取り扱われており、まだ保育が、徳育知育に関する専門的知識をもって生活を指導する職種としては認められておらず、幼稚園における無資格者と同列におかれている感が大きい。

昭和二七年に一部が改正されて、職級の特質のなかに、保育に關する専門的知識に基いて児童の保育について具体的計画案を作成し実施する職務であることが謳われたが、幼稚園教員中の無資格者を

このなかに入れようとするにおいては変りなかった。

昭和二九年の公示 職種の名称 保育職

職種の定義 この職種は、保育所・教護院等の児童福祉施設において、児童の保育、生活指導等に関する業務を実施することを職務とするすべての職級を含む。

説明事項 幼稚園において、幼稚園教員の各種免許状を有しないで、幼児の保育を行なうことを職務とする官職はすべてこの職種に含まれる。

一級保育職 この職級は、一般的監督のもとに、児童福祉施設の保母または教母として、保育計画の大綱を立案し、これに基いて、幼児の身体的・精神的状態を考慮して、指導方法の細案を作成し、幼児に対する生活指導を通じて、その身体・知能・情緒の発達を図ることを職務とするすべての官職を含む。

資格要件 保母または教母の資格を有すること。

職群 教育職群のなかの一つで、養護教育職、幼稚園教育職、小学校教育職等と同一職群に入る。

職務内容の分析は非常に簡略となり、また幼稚園教員中の無資格が依然としてこの保育職のなかに位置づけられていることには、果して、保母の専門性がどれ程高く評価されているかは怪しいとみな

ければならないが、保母の職種が、従来の家政職群から教育職群に編入されてきたことは、保母職を教育職とする科学的究明の結果の反映とみるべきであり、このことの背後に、保母自身の保育を高めるための真摯な努力の積み重ねのあったことを認めたい。

かくて、保母職が教育職としての地位を認められていることを、人事院の見解によって、極めて法制的ではあれ、述べてきた。しかるに、同じ政府機関でありながら、前述の如き労働省の見解が異って出てきたことは、誠に便宜な態度によるものといわなければならぬ。それは、多くの保母の生活調査の結果が示しているように、保育所保母の長時間労働の現状を、合法化するために好都合の措置である。非本質的な行政措置によって、未だ不徹底の域をまぬがれていない人事院の規定をさえ無視するだけでなく、矛盾せるバラバラ行政は大いに非難されねばならない。保育関係者は一日も早く、さきの労働者通達の二項の趣旨に基づいて、一二号適用への変更に措置を確保せねばならない

便宜主義で専門化がさまたげられる

便宜主義は保母を教育職に位置づけないだけではない。それは保母の専門職化をさまたげる大きな原因となっている。保育所行政における便宜主義の事例は一、二にとどまらないであろうが、専門職

化を進めるために早急に排除されなければならないものをあげてみよう。

まず第一に、保母試験制度がある。高等学校卒業後最低二年の高等教育程度の専門教育が保母養成の原則となっているにもかかわらず、単純なペーパーテストで保母資格が容易に乱発されていることは何によるのであろうか。専門教育を受けた保母の不足によると思われる。しかし、このような変則的措置をとらねばならなかった十数年前と現在とで、保母養成施設は質量両面においてどれだけ拡充されてきているのだろうか。この道の決して容易でないことは幼稚園教員養成以上であろう。ただ、荆の道をさけて依然として保母試験制度に便乗しようとする便宜主義こそ、保母職の専門職化を進める上での障害といわねばならない。

第二に、専門化は、ある事柄についての総合と分化の働きを高め深めることによってもたらされる。保母職における総合は社会事業と教育事業との全体とのかかわりを、理念的に深めることによるであろうが、分化の働きは、児童福祉施設全体ということではなく、保育所固有の働きに必要な能力を高めることによってもたらされるといわねばならない。二年間の専門教育課程において、養護施設、精薄施設等それぞれ、それだけでもたいへんな識見をもたなければ

ならない職能までを、保育所での働きと共に修得させることが、如何に無理難題であるかは、教育職員免許法によって幼稚園教員と養護学校教員とがそれぞれ別種の免許状を有しなければならぬことになっていることから容易に推察されよう。これとても、何へでもすぐに使えるという便宜主義が一因となっているものであり、今日に至っては、児童福祉施設中、大半をしめる保育所保母のためのみの養成所を作ることが、必ずしも便宜主義に反するものでないことを知って、分化の原則をとることが必要であろう。

第三の便宜主義に、保育所長の任用資格の無視をあげることができよう。児童福祉施設最低基準第八条第二号に、公立保育所長は「児童福祉事業に二年以上従事した者であつて、児童福祉施設を適切に運営する能力を有するものでなければならぬ」となっていることは周知のところである。にもかかわらず、実際には、市町村長が保育所長を兼務している場合が多く、その理由づけに、市町村長は行政の長として一般的、包括的に児童福祉事業に関わりをもつていたことをあげている。果してそれでは、市町村長はそれと同じ理由づけで、小・中学校長を兼務するであろうか。それはできない。何故なら、校長の資格の基礎条件に「教諭の一級普通免許状を有」（教育公務員特例法第一三条第三項）することがあげられているか

らである。これは、専門家尊重の精神に基づくものであり、したがって職場の専門化を保障するものといえよう。保育所長において、専任所長任命に伴う人件費節約を理由づけるに便宜な拡張解釈を許すような現行法を、どのように改訂すべきであるか、早急に一考を要するのではあるまいか。

保母の専門職化はそれなりに進められてきている。敢えてあげた問題点は、更にそれを推進するための一提言にすぎない。保母の専門職化は、保母が社会的に正当な地位を評価されるように、待遇を改善することが先決であるとの見解もあろう。私は、あえてこれらすべてを同時に進めるべきであろうといたい。そして、その中の核心は、保育が子どもの発達を、子どもの権利として、集団のなかで、力強く約束してやるような働きとなるよう、ことばの厳密な意味で科学化されることにあるといたい。何が、保母をして専門的教職とするか、その内容については、また別の機会にゆずることとして、ここでは専らその位置づけについての私見をのべるにとどめた。

（宝仙学園短期大学 岡田 正章）